

八尾市水道事業の設置等に関する条例等を廃止する等の条例による
公の施設の廃止及び独占的利用に関する条例の一部改正（第2条関係）
新旧対照表

現 行	改 正 案
<p>公の施設の<u>廃止及び独占的利用</u>に関する条例 (趣旨) 第1条 議会の議決に付すべき公の施設の<u>廃止及び長期かつ独占的な利用</u>に関しては、この条例の定めるところによる。 (重要な公の施設の長期かつ独占的な利用) 第2条 次に掲げる公の施設について、10年をこえる期間にわたる独占的な利用をさせようとするときは、地方自治法（昭和22年法律第67号。<u>以下「法」という。</u>）第96条第1項第11号の規定により、市議会の議決を得なければならない。 (1)・(2) 略 <u>(特に重要な公の施設の廃止又は長期かつ独占的な利用)</u> 第3条 次に掲げる公の施設を廃止し、又は10年をこえる期間にわたる独占的な利用をさせようとするときは、<u>法第244条の2第2項の規定により、市議会において出席議員の3分の2以上の者の同意を得なければならない。ただし、施設の一部で軽易なものの廃止については、この限りでない。</u> (1) <u>水道事業施設</u></p>	<p>公の施設の独占的利用に関する条例 (趣旨) 第1条 議会の議決に付すべき公の施設の長期かつ独占的な利用に関しては、この条例の定めるところによる。 (重要な公の施設の長期かつ独占的な利用) 第2条 次に掲げる公の施設について、10年をこえる期間にわたる独占的な利用をさせようとするときは、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第11号の規定により、市議会の議決を得なければならない。 (1)・(2) 略</p>